

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十三年度に係る各種機関の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第六号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十三年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十四年六月十七日

鳥取県監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	井上善一

同	戸田俊巳
監査箇所	執行年月日

中部福祉事務所	昭和三十四年一月十九日
西部福祉事務所	一月二十七日
東部福祉事務所	二月四日
西部給与事務所	一月二十八日
中部給与事務所	三月二十四日
東部給与事務所	四月八日
米子図書館	二月十九日
鳥取図書館	三月二日
科学博物館	同

福祉事務所

監査概況

一 保護適用状況は、次表に示すとおり、基準改訂及び経済状況等の反映をうけ前年度に比較し世帯数、保護費ともそれぞれ増加している。
保護決定に伴う調査事務は、各所とも計画訪問の励行

に努めているが、人員及び経費等の不足のため計画運営にそぐを来しており、調査が形式的に流れているもの或は新規申請にかかる処理が別表に示すように調査決定までに相当の日時を要し、保護の要否の決定が著しく遅れ、ことに決定期限を経過しているものが四〇・六パーセントに上つている実態で本事業運営上適切と認めたい。これらは、資産状況等の実態にかかると面接調査が複雑であるため相当の期間を要することは認められるけれども、少なくとも所定期間内に処理する

よう一層配意の要がある。処理遅延の要因の一として、三十三年十月から実施された医療扶助運営要領施行に伴う人員不足が特に痛感せられるので、これが担当者の増員を考り、よすべきである。保護世帯の自立更生については努力しているが、特に更生可能なケース及び難問題を包含するケースの更生並びにてん落防止については、地区社福協会の創設とこれが積極的協力の促進に特段の配意を望む。

生活保護適用状況調

(三三、一二末現在)

区分	東部			中部			西部			合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
保護人員	33	100	32	100	31	100	33	100	127	100	
保護世帯	33	100	32	100	31	100	33	100	127	100	
東部	二、四七二	100	一、八〇〇	100	一、五八〇	100	一、四〇〇	100	五、二五二	100	
中部	二、三三七	100	一、六〇四	100	一、五五五	100	一、四七七	100	五、〇三三	100	
西部	二、四六六	100	一、七七一	100	一、五二五	100	一、五六四	100	五、五五五	100	
合計	七、三〇〇	100	五、一八〇	100	五、六六〇	100	四、四三〇	100	二二、一七〇	100	

注 1 本表は一ヶ年間に於ける月平均の数字を計上した。
2 本表の%は三十一年度基準を一〇〇として比較したものである。

次表

生活保護新規申請分処理状況調

(三三、一二末現在)

区分	受理事件数	十四日以内		三十日以内		三十日以上経過		未処理件数
		件数	%	件数	%	件数	%	
東部	二九六	一〇〇	100	一七〇	100	一〇七	100	一八
中部	一七〇	九三	100	九三	100	九七	100	六
西部	二六一	一〇〇	100	一〇七	100	一〇七	100	一六
合計	七六七	二九三	100	三六〇	100	三一一	100	三〇

合計	797	333	333	264	400
%		39.6	39.6	55.3	50.3

注 生活保護法第二十四条によると、

- 1 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。
 - 2 省略
 - 3 第一項の通知は、申請のあつた日から十四日以内になければならない。ただし、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等の特別の理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。この場合には、前項にその理由を明示しなければならない。
- 四項以下は省略する。

二 母子福祉資金貸付事業に対する償還については、本年度償還協力員を設置し償還事務の円滑化と資金の効率の運用を図っているが、活動日数の配当及び活動要領が実態に即していないため相当無理な運営がなされている。経費の増額及び郡市の割振並びに協力員の業務運営の効率化につき、さらに検討を加える必要がある。

なお、生業及び事業継続資金貸付金の事業効果の確認方法について、さらに工夫善処の要がある。また、貸付及び償還状況は、次表のとおりであつて、本年二月末の償還率は、五九・九パーセントで低調であるから、計画的回収に一層の努力を望む。

母子福祉資金償還状況表

(三四、二末現在)

区分	現年度			過年度			合計		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
東部	1,511,900	1,110,333	64.7	561,333	157,766	30.1	2,166,000	1,268,099	58.6
鳥取部	1,377,377	587,101	47.8	507,177	377,281	74.4	1,984,554	844,880	42.6
中部	1,296,944	1,090,899	84.1	1	1	100.0	1,296,944	1,090,899	84.1
倉吉部	706,641	497,655	70.4	541,441	411,001	75.9	1,248,082	908,656	72.8
西部	1,777,765	1,110,500	62.5	1,317,441	41,333	3.1	3,095,206	1,149,989	37.2
米子部	1,476,333	999,366	67.7	1,612,554	77,777	4.8	3,088,887	1,027,166	33.3
境	476,677	377,441	79.2	1,317,441	41,333	3.1	1,794,118	418,777	23.3
計	8,428,555	5,474,000	65.0	1,738,477	1,040,000	60.0	10,167,032	6,514,000	64.1

三、社会福祉事業の推進は、社会福祉協議会又は青少年問題協議会等社会福祉団体の法的活動とあいまつて法外活動の進展に期待するところが大きい、この組織の強化及び実質的活動強化の余地があるので、資金の確保、団員特に民生児童委員の研究と資質の向上等内容充実育成指導に、なお一層努力の要がある。

四、消費生活協同組合の運営指導及び検査等は低調である。なお、中部福祉事務所管内では、民生児童委員の医療費及び退職慰労金等の互助共済制度実施の計画があつたが、時宜に適した方策と考えられるので他所においても検討されたい。

これは主として簿記技術の未熟と活動経費の皆無等によるものと思われるが、県は実態を十分は握し、検査技能の研修に努めるとともに適正なる予算措置を講じ、組合の健全な育成指導に努力の要がある。

五 活動経費及び需要費の配分状況は、次表のとおり逐年配慮が払われていることは認められるが、各所における業務の実態からして現行配分額は十分とは認め難

い。ことに社会及び同和対策等単県事業に対する予算措置はほとんど見られない実情で、これがため各種事業運営に少なからぬ支障を来している現状であるから、関係当局は予算の適切なる措置につき考究善処の要がある。

なお、人員不足及び業務の特殊性等からして機動力(オートバイ)の整備が緊要と認められる。

次表 一

旅費、需要費所要額調

三三、一二末現在

区分	旅費				需要費				合計
	厚生 課 関係	婦人 児童 関係	保 険 課 係	小 計	厚生 課 関係	婦人 児童 関係	保 険 課 係	小 計	
東部 所要額	八五〇,五〇〇	三三三,八五五	六六,八〇〇	一,二五〇,一五五	四〇〇,〇〇〇	七三,六〇〇	四,五〇〇	五五〇,一〇〇	一,七二〇,二五五
東部 予定額	六六〇,〇〇〇	一九〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	九〇五,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	四八,〇〇〇	一六,五〇〇	三九四,五〇〇	一,二九九,五〇〇
中部 所要額	五九一,八〇〇	二二二,二〇〇	二二,二〇〇	八三六,二〇〇	四四〇,二〇〇	七六,六〇〇	六,三〇〇	五二三,一〇〇	一,三四〇,三〇〇
中部 予定額	五八〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	八一〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	四二二,〇〇〇	一,二三二,〇〇〇
西部 所要額	七三〇,八〇〇	三三三,八〇〇	一〇,五〇〇	一,〇七五,一〇〇	五五〇,〇〇〇	一〇七,七〇〇	二〇,〇〇〇	六七八,七〇〇	一,七六三,八〇〇
西部 予定額	六六〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇三,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一,五〇三,〇〇〇
合計 所要額	二,一七三,九〇〇	八八〇,六五五	一〇九,五〇〇	三,一六四,〇五五	一,六九〇,四〇〇	二五〇,九〇〇	三二,一〇〇	二,〇七三,四〇〇	五,二三七,四五五
合計 予定額	一,八八〇,〇〇〇	七三三,〇〇〇	九五,〇〇〇	二,七〇八,〇〇〇	一,〇六〇,〇〇〇	一八八,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一,三〇八,〇〇〇	四,〇一六,〇〇〇

注 1 所要額は、各事務所の事業計画に基く必要経費である。

2 予定額は、関係各課の年間における令達予定額である。

中部福祉事務所 昭和三十四年一月十九日監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎

一 母子福祉資金貸付金の償還に当り、納期限経過したもので半額または概算受領し、残金収納時まで協力員または係員が長期保管しているものがあつたが、早期に払い込むべきである。

二 監査時における身体障害者手帳交付者は八九三名で、これらに対する補装具の交付、更生医療給付、施設入所及び職業補導等の指導に努め効果を挙げているが、さらに、関係機関との連携、を図るとともに巡回相談の計画実施につき一層の努力をされたい。

三 倉吉市及び北条町国民健康保険財政の確立について

指導の徹底を期されたい。

西部福祉事務所 昭和三十四年一月二十七日監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎

一 保護決定に伴う調査業務については、計画訪問に努力していることは認められるが、新規申請に対する保護の要否調査事務が遅れているもので、さらに適確な調査計画を樹立し早期処理に努力されたい。

また、各町村の保護世帯より一名または二名を選んで座談会を実施(二回)し、自立更生の指導とあわせて生活保護の実態調査を実施していたことは結構である。さらに、関係機関の協力を得て、これら保護家庭の自

立指導を図るべく一層の努力を望む。
二 母子福祉資金貸付事業について次の点考究善処の要がある。

- 1 償還金払込が遅延している。
- 2 係員と協力員との連け、いが不十分である。
- 3 生業資金貸付辞退届提出にかかるものを一時償還として取扱っているが適当でない。
- 4 協力員の事務が複雑に失するので簡素合理化を図ること。
- 5 未収金整理に努力すること。
- 6 貸付資金領収書の早期提出を図ること。

東部福祉事務所 昭和三十三年二月四日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

一 新規申請にかかる保護の要否決定調査事務が遅延しているものが多く、保護業務の円滑なる運営に支障が認められるので、早期処理に一層努力されたい。

二 鳥取市国民健康保険事業の財政実態を把握し、合理的育成指導に努力の要がある。

三 本年度における身体障害者に対する補装具等の交付及び修理状況は、

区 分	申請件数	交付及び修理件数	未処理件数
一般身体障害者関係	七五	六七	八
戦傷病者更生援護関係	三九	三四	五
身体障害児童保護関係	四七	四六	一

であつて、未処理となつているものは負担能力等を調査中のものであつたが、これらは早期交付並びに修理を促進するよう努力されたい。

また、近時補聴器の交付申請が多く、現行予算では不足を生じている実状につき、関係各課は増額措置についても一層配慮が必要である。

なお、巡回相談の計画実施及び実施後における育成指導等の、後措置についても、関係機関との連け、い、を図り、効率的運営に留意されたい。

四 児童福祉施設の整備充実については、漸次向上しているが、いまだ運営面特に給食管理或は災害対策等に改善を要する面が見受けられるので、なお一層指導に努力されたい。

また、措置費の適正徴収についても検討善処されたい。
五 総合事務所の本庁管理と防火設備清掃夜間管理の徹底について、関係当局の再考善処を望む。

六 措置児童負担にかかる収入認定については、その時期修正率の適用、特に変動性職業実態の補促等につき適正を期されたい。

七 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 母子福祉資金及び福祉生奨学金の償還金未収整理に努力すること。
- 2 協力員(郡部)の領収している償還金の現金引継を早期にすること。

給 与 事 務 所

監査概況

今回、昭和三十三年度にかかる東、中、西部給与事務所の定期監査を執行したのであるが、本年度は所長の専任並びに多年懸案事項であつた扶養親族の認定及び新設された通勤手当認定権限が全面的に委譲され支払事務処理の迅速化を図つたことは結構である。

しかし、公立学校(小、中)事務指導、小学校事務職員の充実、中、西部にあつては義務教育課、社会教育課分室との連絡調整等機構及び人的あい、路並びに本課における任用手続の遅延があつて、これが処理に苦慮している実状であるので、教育第一線機関としての機構の整備と任用手続の迅速化について、主管当局は真しに検討を加え最善の方策を講ぜられたい。

また、各所で取扱つている教職員共済組合事務は、複雑かつ重複等の面がうかがわれるので、これが簡素合理化につき検討の要がある。

なお、各所の過年度収入を見ると、扶養手当の過払に対する返納金はその大半を占めており、これが認定事務の困難性がうかがわれるが、申告者個々の自覚と義務発生による公正適切な事務処理に努力すべきものと認められた。また、各所別の主なる事項は、次のとおりである。

西部給与事務所 昭和三十四年一月二十八日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

一 管内公立学校は、小学校七五校、中学校三四校、計一〇九校で、教職員約一、六〇〇名に対して、これが給与、諸手当及び旅費の支払事務を所長以下八名(内臨時職員一名含む。)の職員をもつておおむね円滑に処理しているものと認めた。

二 給与事務の厳正かつ円滑を期するため学校の給与事務指導に重点を置き、従来の集団指導を個別指導に切替え努力していたが、指導経費の僅少その他所管外事務の処理等により充分なる期待が得られない状況にあ

るので、予算的措置を講じ積極的指導助言に一層の努力を望む。

中部給与事務所 昭和三十四年三月二十四日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

一 管内公立学校は、小学校四〇校、中学校一八校、計五八校であつて、教職員約九六〇名の給料、諸手当及び旅費の支払事務を所長以下七名(内臨時職員一名含む。)で、おおむね円滑に処理しているものと認められた。しかし、産休補助教員に対する発令が遅れがちで追給及び通勤手当支給等に多大の支障を生じているので、本課はこれが改善について努力すべきである。

二 給与事務の万全を期するため公立学校の事務指導を実施するほか「給与の解説と事務手続」を作成して管内学校に配付し、給与事務の適正を図つたことは当を得た施策であり、今後一層その徹底に努力を望む。

東部給与事務所 昭和三十四年四月八日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

一 管内公立学校は、小学校八九校、中学校三四校、計一二三校であつて、教職員約一、八〇〇名の給料、諸手当及び旅費の支払事務を所長以下八名(内教育職嘱託一名を含む。)で、おおむね円滑に処理しているものと認めた。

二 給与事務の適正を期するための現地指導は、所内の人事異動等もあつて指導体制がととのわず、本年度は内部研修に止まつて徹底を欠いていたが、不断の事務処理に対する諸種の統計を作成し、指導要点をは、あくして重点的指導に当ることが肝要と思考するので、積極的対策をたてて指導助言をし、給与事務の適正を期するよう格段の努力を望む。

三 教職員の旅費配分については、相当以前の三者協議に基く配分基準により処理されているが、学校統合等により実態に即しない面もうかがわれるので再検討の

要がある。

県立図書館

監査概況

昭和三十三年度にかかる県立鳥取、米子両図書館の定期監査を執行したのであるが、社会教育の第一線文化センターとしての図書館活動については積極的努力が払われているが、予算的制約等諸種の事情もあつて前年実績に比し必ずしも伸張しているものとは認め難く、今後の努力に待つものがある。

館内外奉仕はもとより各種文化団体活動の奨励、読書意欲の高揚と読書グループの開拓、市町村公民館及び関係機関との緊密なる連絡等につき不十分の憾があるので一層の努力を要望する。

各館運営上次の事項について検討善処せられたい。

一 図書費の増額

逐年書価の値上りに対し、図書費はこれに伴つての伸

びが見受けられない。貸出文庫が開拓努力の割に比し伸張せず、中にはその限度に来ていてることを感ぜしめるものがあるのは、つまり新刊書の僅少に大きな原因があると思われるので、図書費増額の要がある。

なお、各館別の主なものは次のとおりである。

米子図書館 昭和三十四年二月十九日監査
 監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎

二 貸出文庫開拓
 貸出文庫の開拓が本施設利用度向上の近道であるので、このためには次の点について努力すべきである。

一 当館の昭和三十三年(一月～十二月)の利用状況は、次表のとおりであり、館内外閲覧数は減少している。

1 基本図書の整備は本館だけに止め、分館においてはこれを抑制すること。

これは主として学校図書館の充実に伴うものと思われるが、一面閲覧場所の狭あいにも原因すると思われるので、第二閲覧室の整備を急ぐ要がある。

2 貸出図書の範囲を拡大すること。

3 貸出図書の選択には再検討を加え、特に文学図書の厳選と産業及び生活改善等グループ活動図書の整備充実を図ること。

4 現有図書中優良のものの再利用の推進と本館保有貸出図書の分館転用を工夫すること。

5 ブックモバイルの整備と計画的全県利用を企図すること。

6 対外活動経費の増額を措置すること。

区 分	総 数		館 内 閱 覧		館 外 閱 覧		貸 出 文 庫	
	三三二	三三三	三三二	三三三	三三二	三三三	三三二	三三三
本 館	六、七七	六、〇〇二	二六、五八	二九、六六一	三、二六一	三、四〇三	三三二	一八三△
日 野 分 館	二六、三三	二五、六九△	一九、七四	一九、六九△	六、四九七	六、〇〇三△	三三三	三九△
境 港 分 館	三三、六三	三三、〇〇△	三〇、〇〇	二九、八三	二、八二	二、七七△	三三三	一七△
計	一五、六二	一五、六三△	五、〇〇	五、一七	六、四七	五、九八△	三三三	六九△

二 境港分館は、元上道村役場建物の一部を使用し、職員は図書館職員一名及び境港市出向職員一名並びに図書館協会よりの職員一名計三名で運営しているが、市出向職員及び協会職員の身分安定と館の市街中心地への移転考りよの要がある。

三 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

- 1 経理出納事務はおおむね良好であったが、とくに本館と分館の関連事務の簡素合理化につき再検討すること。
- 2 管内旅行に対する出張命令がなかった。

鳥取図書館 昭和三十四年三月二日監査

監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎

一 当館の昭和三十三年(一月～十二月)の利用状況は、次表のとおりであつて、館内外閲覧者は本館、分館ともに減少し、また貸出文庫も団体利用回数が一、二、四で、前年より四二回減少しているから積極的対策を講ずる要がある。

区 分	総 数		館 内		館 外		貸 出 文 庫	
	三二	三三	三二	三三	三二	三三	三二	三三
本 館	一八五、六五五	八二、二六六	三、八六八	六六、六六六	一三、五七七	一三、四八〇	三九三	三六七
倉 吉 分 館	六、三三七	五、一六六	四、六五五	四、四三三	一五、五〇〇	一五、三三三	一七六	三三九
八 頭 分 館	五、九三〇	五、三三三	三、三三八	四、三三三	一六、〇三三	一五、三〇〇	一、三三三	一七四
気 高 分 館	二、七七八	一、四八三	一	一	二、七七八	一、四八三	三、一〇三	四〇〇
計	一九四、六三三	一九〇、六三三	一、五三三	一、四三三	四四、六三三	四四、〇三三	一、三三三	一、三三三

二 本館施設は、本年度館内塗装及び現聴覚奉仕室、映写室等九万余円をもつて改造し相当整備されたが、便所の改造及び廊下床の補修を要し、なお、講堂も至急改造整備し利用に供すべきである。

三 気高分館の蔵書中、地元有志の寄贈図書三百冊は巡回用に適しないものの本館への移管を考り、よして、速やかに整理し利用に供すること。

四 経理出納その他事務処理は、おおむね良好であった。

科学博物館 昭和三十四年三月二日 監査
 監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎

一 本館の運営状況は、常設展示(動物生態、電気砂丘、生物郷土考古)、特設展示(電気、古代文化)及び指導研究として物理電気、化学、地学、生物の四部門の研究室を置き、さらに、館外活動として講習講座等を開設し一般の科学知識の向上を図るべく努力しているが、これが活動状況を前年と比較してみると次表のと

区 分	年 別	常 設		展 示		特 設 展 示
		開 館 日 数	個 人	団 体	計	
一 月 ~ 十 二 月	33	二八	八三、五六六	一八、二二二	一〇、四九四	四
	32	三三	一一〇、七二二	二二、七〇八	九三、一六四	二
差 引		△	△	△	△	△

おり余り伸長を示していない。とくに常設展示は、世界動物博の本地開催に伴い団体入館は増加したが、一般人入館者は減少している。これは展示内容の限度及び特別展示回数減少等によるものと思われる。県民科常設、特設展示

学の向上に資する展示に一層創意工夫をこらすべきであり、また、館外活動にあつても、西部地域に重点を指向し、積極的施策を講じ開拓に一層の努力を望む。

指導研究

区 分	年 別	電 物		化 学		地 学		生 物		計
		電 物	氣 理	化 学	地 学	生 物	計			
一 月 ~ 十 二 月	33	一、七〇六	一、三三三	一、三三五	二、三三四	二、三三三	二、三三三	二、三三三	七、八九三	
	32	一、七〇六	一、三三三	一、三三五	二、三三四	二、三三三	二、三三三	二、三三三	七、八九三	
差 引		△	△	△	△	△	△	△	△	

館外活動

区 分	年 別	鳥 取 市	岩 美	八 頭	気 高	東 伯	西 伯	日 野	計
一月～十二月	33 32	三 〇	一 〇	一 三	一 三	二 〇	一 〇	一 三	三 三
差 引		△ 二 七	△ 〇 六	△ 〇 〇	△ 二 二	△ 三 三	△ 一 一	△ 一 一	△ 二 〇

二 施設の整備については、昭和三十二年度十万円、昭和三十三年度十七万円、計二十七万円で、内部塗装及び天井の補修を完了していた。しかしながら、建物外部の塗装は、ほとんどは、落しているもので、建物の維持保全と環境美化上早急に修理の要がある。また、多年の懸案であつた敷地内の整備については、本年度裏庭園の復元を図るため五万円の予算化を見ているが、前庭園の野外植物展示施設とともに早期整備を望む。なお、裏庭園復元に伴つて、同所にある県有扇邸の管理責任者が不明瞭であるので、これを明確にするとともに、これが維持管理についても留意の要がある。

三 本県が誇りとする鳥取砂丘について、大模型、実物、

写真、図板及び出土考古資料等をもつて解説しているが、なかでも、全国博物館にさきがけ、視聴覚教材としての砂丘に関する自動式八ミリ映画を作成し、公開して相当の成果を挙げたことは結構である。今後展示物に対する視聴覚教育の範囲拡大を図ることになお一層の努力を望む。

四 経理出納その他事務処理で次の点留意すること。

- 1 自動車燃料は契約購入すること。
- 2 講師派遣申請に対する出張命令がなかつた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取県印刷所